


協議項目	12	慣行の取扱い	関係項目		
調整方針	1 新市の市章、市の花・木・鳥、市の歌については、新市において新たに定める。 2 新市の市民憲章、都市宣言、キャッチフレーズ、キャラクターマークについては、新市において調整する。				
現 況					調整理由・課題
1 市町村章					
渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
(紋章) ・昭和30年10月3日制定 ・「シブ川」を圖案化したもので、シ・ブで協同・円満・躍進を表し、中央丸の中に川をかたどり、市の将来の永遠なる発展と平和を象徴している。	(紋章) ・昭和47年12月28日制定 ・伊香保町の古い伝統、歴史、又石段と湯の町をあらわすために、草書の「伊」をデザインし、上部を扇形に上げたのは、町の調和と飛躍する姿をあらわしたものである。	(紋章) ・平成元年12月20日制定 ・円は村の融和と発展を祈念し、内部は小野上の文字を圖案化し、山と国道と川を表している。	(紋章) ・昭和49年6月20日制定 ・子持村の「コ」を形取り、円は村の和を表し、内部は子持山と利根川、吾妻川を表している。	(紋章) ・昭和41年7月20日制定 ・赤城村の頭文字「A」を圖案化したもので二つの輪は人の「和」を意味し、黒い部分は現在の産業の発展を示す円グラフとなっている。	(紋章) ・昭和46年1月1日制定 ・たちばなの実の中に、北橋村の「北」の文字をデザインしたものである。 ・村名は俗に「ほっきつ村」ただし「きたたちばな村」という。
					
2 市町村の花、木、鳥					
渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
昭和51年12月20日制定 花：あじさい 木：あかまつ 鳥：-	昭和54年12月1日制定 花：つつじ 木：もみじ 鳥：ほととぎす	平成元年6月25日制定 花：ひまわり 木：けやき 鳥：やまばと	昭和57年6月8日制定 花：きく 木：かえで 鳥：-	昭和59年12月1日制定 花：やまゆり 木：松 鳥：-	昭和54年10月1日制定 花：ヒマワリ 木：タチバナ 鳥：-
3 市町村の歌					
渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
・昭和51年3月27日制定 ・「渋川市の歌」 ・作詞：山田博史 ・補作：渋川市の歌選考委員会 ・作曲：服部良一	・平成元年10月31日制定 ・「伊香保町のうた」 ・作詞：高草木昭允 ・補作：たなかゆきお ・作曲：飯田三郎 ・「旅情伊香保」 ・作詞：佐藤宗幸 ・作曲：佐藤宗幸	・正式な村の歌でなく、諸行事に用いられる楽曲 ・「小野上音頭」 ・作詞：須田康史 ・作曲：西山肇 ・編曲：双葉あきら ・「小野上小唄」 ・作詞：佐藤長三郎 ・作曲：斉藤好雄 ・補作曲：双葉あきら ・編曲：双葉あきら	・正式な村の歌でなく、諸行事に用いられる楽曲 ・昭和55年9月制定 ・「子持よいとこ」 ・作詞：埴田時雄 ・補作：山口重雄 ・作曲：原秀夫 ・「子持嶺讃歌」 ・作詞：荻野宗之輔 ・補作：山口重雄 ・作曲：原秀夫	・正式な村の歌でなく、諸行事に用いられる楽曲 ・昭和44年11月 ・「赤城村音頭」 ・教育委員会選定	・正式な村の歌でなく、諸行事に用いられる楽曲 ・橋音頭

【調整理由】
 市章は、市町村の名称や自然をモチーフにして制定されているが、新市のシンボルとして合併後、速やかに制定する必要がある。

【課題】
 現在の市町村章については、地域のシンボルとして制定された経緯があり地域住民にとっては、愛着があるので、その伝承について検討する必要がある。

【調整理由】
 市の花・木・鳥・歌は、市町村の自然環境や文化・風土を背景に制定されているが、新市のシンボルとして合併後、速やかに制定する必要がある。

【課題】
 現在の市町村の花・木・鳥、歌については、地域性を背景に制定され、愛着があるため伝承について検討する必要がある。

協議項目		12	慣行の取扱い			関係項目				調整理由・課題
現					況					
4 市町村民憲章										
渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村					
昭和49年10月1日制定 (趣旨) 赤城、榛名の景勝にはぐくまれたわたくしたち渋川市民は、永遠の平和と心豊かな生活を願い、北毛の中核都市市民としての自覚に基づき、ここにこの憲章を定めます。 1 環境をととのえ、きまりを守り、みんなのしあわせを大切にしましょう 2 からだをきたえ、働くことに誇りをもち、豊かなくらしをきずきましよう。 3 老人を敬い、青少年の夢をそだて、明るい家庭をつくりましょう。 4 郷土を愛し、教養をたかめ、文化の創造につとめましょう。 5 たがいに信じあい、助けあい、心にきれいな花をさかせましょう。	昭和54年12月1日制定 (趣旨) わたくしたちは、美しい自然の景観に恵まれた、伊香保温泉の町民です。よりよい観光と文化のかおり高い温泉町を築くためこの憲章を定めます。 1 わたくしたちは、自然のいで湯に感謝し、美しい環境の町をつくりましよう 2 わたくしたちは、訪れる人々を温かく迎え、親切な明るい町にしましよう 3 わたくしたちは、文化財を保存し、よい風習の町にしましよう 4 わたくしたちは、花や木を大切にし、美しい緑の町を育てましよう 5 わたくしたちは、スポーツを愛好し、健康でさわやかな町をつくりましよう	平成元年6月25日制定 (趣旨) わたくしたちは「あふれる緑といで湯の里おのがみ」を愛し、先人の努力と英知によって発展・築かれた郷土を受け継ぎ、小野上村の限りのない躍進と村民のしあわせを願い、ここに憲章を定めます。 1 伝統を受け継ぎ教養を高め文化の香り高い村をつくりましよう。 1 仕事に創意と誇りをもち活力のある村をつくりましよう。 1 美しい自然を愛しいたわりあって人情豊かな村をつくりましよう。 1 スポーツに親しみ健康で明るい村をつくりましよう。 1 きまりを守り心のふれあいを大切にしてい村をつくりましよう。	昭和54年8月20日制定 (趣旨) ゆたかな自然と輝く歴史に恵まれた私達は、その喜びと誇りのもとに、子持村民である自覚と責任において、明るく豊かな郷土をつくるため、ここに日常生活の規範を定めて進みます。 1 からだをきたえ、知識をひろめ、豊かな心を養いましよう 2 郷土を愛し、はたらく喜びをもち、たのしい家庭をきずきましよう 3 きまりを守り、礼儀を正して、人とのふれ合いを大切にしましよう 4 感謝の心で社会につくし、老人をうやまい、青少年の夢を育てましよう 5 教養をたかめ、技術をみがき、文化のかおり高い郷土をきずきましよう	昭和51年9月1日制定 (趣旨) 名峰赤城山の山麓に位置して、美しい利根の清流を眺望し、輝かしい歴史と伝統にはぐくまれたわたくしたちは、その喜びと自覚のもとに、村の平和と秩序、そして幸福と繁栄を念願として、ここに赤城村民として実践していかねばならない日常生活の規範を定めます。 1、まことをつくし礼儀をただし心豊かな人になりましよう 1、健康で働き生活を楽しまなごやかな家庭をつくりましよう 1、きまりを守り助け合って住みよい村をつくりましよう 1、技術をみがき生産にはげみ郷土の発展に努めましよう 1、教養を高め善意をひろめみんなのしあわせをきずきましよう	昭和60年5月3日制定 (内容) 名峰赤城のふもと緑の大地に香りゆかしい橘の風をおこそう より美しく よりたくましく より豊かな心のかよう村をめざして 一、自然をだいじにしましよう 一、丈夫なからだをつくらう 一、仕事にはげもう 一、仲よく助け合おう 一、文化をたいせつにしましよう 平成11年12月1日制定 北橋村高齢者憲章	【調整理由】 市民憲章は、新市の住民の一体性の醸成を図る上で、重要な役割を担うことになるので、新市の将来構想を踏まえて、合併後、速やかに調整する必要がある。 【課題】 現在の市町村民憲章については、その地域住民の共通目標であることから、地区憲章としての伝承について検討する必要がある。				
5 都市宣言										
渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村					
・昭和63年3月10日制定 核兵器廃絶平和都市宣言	・平成3年9月24日制定 核兵器廃絶平和都市宣言 ・昭和63年8月2日制定 青色申告の町宣言	・平成2年12月19日制定 非核平和宣言	・平成12年12月7日制定 非核平和宣言	・平成8年9月17日制定 核兵器廃絶平和宣言	・平成元年9月12日 核兵器廃絶平和宣言 ・昭和60年2月14日 青色申告振替納税宣言					
6 キャッチフレーズ										
渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村					
・昭和58年7月20日制定 「日本のまんなか緑の渋川」	・「石段と湯のまち」	・なし	・昭和58年制定 「自然と歴史の里 子持村」	・第4次総合計画(H14年度) 「住民の笑顔と歓声が聞こえるむら」	・なし	【調整理由】 キャッチフレーズ、キャラクターマークは地域の特性を背景に制定されており、新市の一体性の観点から調整が必要である。 【課題】 ・新市のキャッチフレーズは、新市建設計画における将来構想を踏まえて、制定する必要がある。 ・子持村独自のキャラクターマークは、地域住民に愛着があることから、子持地区のキャラクターマークとして伝承することが考えられる。				

協議項目	12	慣行の取扱い	関係項目			調整理由・課題
現			況			
7 キャラクターマーク						
渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
・なし	・なし	・なし	・平成2年9月1日制定 こんにやくコンちゃん ・平成10年9月1日制定 こんにやくキゴちゃん	・なし	・なし	
8 先進地事例						
合併市町村名	調整内容					
篠山市	町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において定めるものとする。 宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。					
西東京市	市章は、新市において調整する。 市の木、花、鳥は新市において調整する。 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において調整する。					
さいたま市	市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。 市民憲章及び各都市宣言については、新市において調整する。 名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。					
さぬき市	市章、市民憲章、市木、市花、市歌及び表彰規定については、新市において新たに定める。 各種イベントについては、原則として現行のとおりとするが、新市において調整を図る。					
東かがわ市	町章・町木・町花については、新市において調整する。 町歌・町民憲章については、新市において調整する。 宣言・各種行事については、新市において調整する。 表彰については、新市に移行後速やかに制度化を図る。					
山県市	市民憲章、市章、市の花、市の木及び宣言は、新市において調整する。 市民の歌、市民の踊りについては、新市において検討する。 現在の伊自良村及び美山町の歌は、それぞれの地域の歌とし、現在の伊自良村及び美山町の踊りは、それぞれの地域の踊りとする。 市のキャラクターマーク及びキャッチフレーズについては、新市において検討する。 現在の伊自良村のキャラクターマーク及びキャッチフレーズについては、伊自良地域のキャラクターマーク及びキャッチフレーズとする。 共同声明については、新市において検討する。					